「長崎県子どもの貧困対策推進計画」(素案)に対する パブリックコメントの募集結果について

「長崎県子どもの貧困対策推進計画」 (素案) について、パブリックコメントを 実施したところ、貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見に対する県の考え方について、以下のとおり、公表いたします。

記

- 1 募集期間 令和2年7月20日~令和2年8月7日(19日間)
- 2 募集方法 郵送、FAX、電子メール
- 3 閲覧方法 県ホームページ掲載、県こども家庭課、 県政情報コーナー(県民センター内)、 各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)
- 4 意見件数 18件(8個人、1団体)
- 5 意見への対応区分の内容

対応区分	内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	1
В	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施・遂 行の中で反映・検討していくもの	9
С	今後検討していくもの	1
D	反映が困難なもの	2
E	その他 (ご提案・ご意見として承るもの)	5

6 意見の要旨及び県の考え

O	息兄の安日及い県の考え		
	意見の要旨	対応 区分	県の考え
1	この案のままで問題ない。	В	本計画に基づき、本県の子どもの貧困対策 をより一層総合的に推進してまいります。
2	この案は、今の長崎県の貧困対策に合致 しているため、問題は無いと思われる。	В	本計画に基づき、本県の子どもの貧困対策 をより一層総合的に推進してまいります。
3	この案のままで問題ないと思うが、一言。 高校時代に母子家庭で育っていた同級生がいた。とても優秀で高卒で、とても良い会社に就職し、現場リーダーとなっていた。貧困が必ず子どもの将来に直結する、とは言い難いのではないか、と感じたが、高校の先生たちは優秀だからこそ進学という道があると言っていた。その子は母親を楽にしてあげたい、と就職の道を選んだ。もし、行政がきちんと起動し、その子の家庭に金銭的にも余裕があれば大学へ進学し、もっと良い将来もあったのではないかと思ってしまう。とても難しい問題だと思うが、ひとり親家庭の子供たちの選択肢が広がるような社会になると良い。	В	本計画に基づき、本県の子どもの貧困対策をより一層総合的に推進してまいります。また、高等教育の修学支援新制度や給付型奨学金の創設など、様々な支援制度により、全ての子どもたちが進学することが可能であることを、現在作成中のパンフレット等も活用しながら、小中学生の段階から伝えてまいりたいと考えております。
4	子供の貧困解消は親の経済的安定が第一。 第二は懸命に生きるということを教えること。勉強するということはどういうことかを教えること。これに応えられる親がどれほどいるか。以前は背中で語ると言った言葉があったが、懸命に生きる中には子供を育てることもあった。食うために生きることもあった。人生をいきるということも大事なことではないか。 人生はいいことばかりではない。	В	ご意見のとおり、子どもが安定した生活を 送るためには保護者の就労状況が安定していることが重要であります。また、親が働く姿を見せることで、子どもが働くことの価値や意味を学ぶためにも重要であると認識しております。 こうした観点からも、本計画の重点施策3「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」を着実に実施するとともに、子どもの貧困対策の大きな要素となる良質な雇用の場の創出と産業振興については、第3章(2)計画の基本方針と重点施策に記載のとおり、「長崎県総合計画」及び「まち・人・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向け、全力をあげて取り組んでいるところであり、これらの取組とも連動しながら、施策を推進してまいります。

5	平成28年度から31年度まで、長崎県子どもの貧困対策推進方針(以下「推進方針」という)を策定し取組を進めてこられたわけだが、その効果と到達点はどうであったのか4年間の総括が明記されていないため、「推進方針」の不十分だった点についての今後の解決策が、長崎県子どもの貧困対策推進計画(以下「計画」という)にどう盛り込まれているのかがよく分からない。 4年間の取組の到達点・反省点と国の新たな「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「新大綱」という)の両方を踏まえた長崎県の独自の「計画」というのであれば、4年間の取組の総括がとりわけ重要になると思う。取組の総括と合わせて、今回<重点施策>の「本県の指標と目標値」に挙げられている指標の「推進方針」策定時点での数値がどうであったのかは最低でも明記すべきだと思っ	E	ご指摘の「長崎県子どもの貧困対策推進方針」の4年間の実績や評価につきましては、比較するベースとなる国(全国)のデータが必要となってまいりますが、今回の新型コロナウイルス感染対策の影響により、例年よりも国の実績公表が遅れている状況にあり、国のデータを待って、「長崎県子育て条例推進協議会」の機会を通して、別途、お示しさせていただきたいと考えております。本計画については、3年間の結果や新たな国の指標を踏まえ、目標値を設定するとともに、平成31年に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の結果を参考に、分野横断的な取組を加え、定めたものであります。 なお、「長崎県子どもの貧困対策推進方針」の策定時点における指標の数値については、別添のとおりであります。
6	う。 本県の貧困線を97.2万円、子どもの貧困率を11.2%、ひとり親世帯の貧困率を30.2%としている。全国の貧困線122万円をもとに計算すれば、全国レベルでの本県の子どもの貧困率とひとり親世帯の貧困率はどういう数値になるのか。 貧困線が低い本県が、本県よりも貧困線が高い全国よりも相対的に貧困者が少ないという逆立ちした関係になることについて疑問を感じる。 ここでの貧困線は全国に統一すべき。	C	ここで用いている「子どもの貧困率」は、相対的貧困率であり、ある国や地域における、所得格差に注目する指標であります。 本県の貧困線97.2万円については、平成30年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」において、親の所得や世帯状況が、子どもの生活状況等にどのように影響しているかを調査する際に、所得階層を区分するものとして、使用したものであり、国の貧困線とは、調査の目的や対象、世帯所得の把握方法等が異なるため、正確な比較ができないものです。 ご指摘の全国における本県の相対的貧困率については、全国で同じ条件下で調査を実施することが必要ですが、現在、国が検討を行っているところであり、その状況を注視してまいりたいと考えております。
7	4つの分野での重点施策について、個別に【現状と課題】と【具体的施策】、担当部局が明記されていますが、今後5年間の計画期間中に【具体的施策】がどのように推進され、【現状と課題】がどう変化(前進あるいは後退)したのか、その理由は何かという検証を大事にしていただきたい。そして、4年間の取組の総括の意義を活かして、次期「計画」に	В	本計画の進捗状況については、ご指摘の 内容を踏まえながら、検証するとともに、長崎 県子育て条例推進協議会において報告し、 公表してまいりたいと考えております。

つなげていただきたい。

8	重点施策1「教育の支援」「(6)教育費の負担軽減」について、【現状と課題】においては、届いていない公的制度の問題を把握し、「支援体制を構築するため、学校・家族・地域・関係機関が連携することが重要です。」と記載しているが、それが【具体的施策】に反映されていない。制度の周知については、教育委員会・学校・行政が協力して行うような施策が必要である。(西海市では構築できつつある。)	В	市町教育委員会に対し、援助の必要な児童生徒、保護者へ漏れなく就学援助が実施されるよう、多くの広報手段を活用するなど、十分な周知を依頼しているところであり、毎年入学説明会等において制度に関する案内と申込書を全家庭に配布し、希望する家庭が申し込みしやすいように取り組んでいるところです。 また、制度の周知については、計画の「第4章(3)分野横断的な施策」の「①確実に支援につなぐ仕組みづくり」において、市町と連携し、保護者と支援者の双方がガイドブックとして活用できるパンフレットを作成し、全保護者と全支援者に配布する予定としており、教育委員会、行政、関係機関が協力して取り組んでまいりたいと考えております。
9	就学援助の基準が各市町で様々であることから、財源にとらわれない制度となるよう働きかけることが必要である。(例:準要保護の基準が生活保護の1.3倍になっていない自治体もある。)	D	就学援助の実施主体は、各市町であることから、財源等についても市町の状況を踏まえ、それぞれの市町が判断することになります。 県としては、就学援助制度の趣旨について、周知を徹底するとともに、補助金の事務処理を通じて、就学援助事業の適切な実施を促しているところです。
10	「重点施策1教育の支援」「(8)その他の教育の支援」「②学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保」について、給食費公会計化を進めることが必要。	E	学校給食費の公会計化については、教職員の負担軽減の策として国が示したものであり、貧困家庭に対する就学援助とは直結しないと考えます。また、公会計化については、各自治体の実情を踏まえ、条例・規則の整備や徴収・管理システムの環境整備等に取り組んでいく必要があるため、県が公会計化を進めることは難しいと考えますが、今後も国の動向や各自治体の取組状況を把握し、各自治体へ情報提供等を行ってまいります。
11	・母子所帯の子供の修学支援 修学支援は、基本は高校卒業までにすべきと考える。大学進学希望者には奨学金制度の活用や夜間大学・通信大学などの選択も可能であり、卒業後の就職も県内とは限らない。	E	教育の支援については、本年4月から、「高等教育の修学支援新制度や給付型奨学金」が創設されるなど、子どもたちがしっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況にかかわらず、進学できる機会を得られるように、国において、取組が進められております。

			なお、素案P32の「母子父子寡婦福祉資金貸付金」による支援については、当該奨学金を活用して進学している学生に対して、県内において、一定期間を超えて対象業種に就職・定着した場合に、その返還を免除する「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」を適用するものであります。
12	・教育費の負担軽減 高校の修学支援も基本は、公立高校に限定 すべきで私立高校は除外すべき。私学助成 制度には一定の条件の設定が必要。例えば 地理的に近辺に希望の公立高校が見当たら ない。通学困難など。	D	私立学校は、公立学校とともに教育の機会 均等を実現する上で大きな役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。 本県では、高校生の約3割が私学に通学しており、特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与しているところであり、私立学校の教育条件の維持向上のためにも、私学助成を継続する必要があるものと考えております。 また、私立高校生を含む修学支援制度は、高校教育に係る経済的負担の軽減を通じて、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的に国策として実施されているところであるほか、我が国が批准している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)においても無償教育の漸進的な導入を進めることとされております。
13	子供の適正(進学校か工業校か商業校など)・能力などを各学校や教育機関で把握できる体制作りが必要では。	E	各中学校では、卒業後の進路や社会生活を見つめ、目指すべき将来像を個々の生徒が描けるよう進路指導の充実に努めています。 ご意見のとおり、一人一人に対するきめ細かな指導は極めて重要であり、学校では生徒の必要に応じたカウンセリング等の充実など、適切な進路指導を行っているところです。

14	子供貧困の根源は親の就業状況にあり、 親の収入など経済状況の把握と、就業が非 正規雇用ならば正規雇用への転換の推進が 貧困対策の最重要項目では。市町村・ハロ ーワークなどの公的機関が介在して正規雇 用の就職の斡旋が必要。	В	ご意見のとおり、子どもが安定した生活を送るためには保護者の就労状況が安定していることが重要であります。このため、本計画の重点施策3「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」を着実に実施するとともに、子どもの貧困対策の大きな要素となる良質な雇用の場の創出と産業振興については、第3章(2)計画の基本方針と重点施策に記載のとおり、「長崎県総合計画」及び「まち・人・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向け、全力をあげて取組んでいるところであり、これらの取組とも連動しながら、施策を推進してまいります。
15	母子所帯の具体的支援で、「キャリアアップの助成金」、「求人情報の提案」、「各種セミナー」程度の支援では物足りない。 市町村・ハローワークなどの公的機関が介在して専従的な正規雇用の就職の斡旋が必要。	В	ご指摘の「ひとり親家庭の親への就労支援」については、素案P50に記載のとおり、市町、ハローワーク、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターなどの関係機関が緊密に連携し、個々のひとり親家庭の実情に応じて、正規雇用などのより良い条件での就労に向けて支援を実施しているところであります。
16	新型コロナ対策で経済的な緊急対策が必要になった。貧困対策推進の再検討や見直し、実施の延期が必要ではないか。	В	ご意見のとおり、新型コロナウイルス感染拡大対策の影響によって、日本の経済は大幅に下押しされ、国難というべき厳しい状況に置かれています。 こうしたことから、本計画の「第4章(3)分野横断的な施策」の「①確実に支援につなぐ仕組みづくり」として、支援が必要な世帯に対し、既存の支援制度をはじめ、緊急経済対策などの利用可能な支援制度について、確実に支援につないでまいりたいと考えております。 また、今後、社会情勢等による子どもを取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて本計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

17

長崎県子どもの貧困対策推進計画(素案)の P59 に、『ながさき子ども食堂ネットワーク』について言及しており、「対象者を限定していないため、貧困対策に繋がっているか疑問。開催頻度が少ない。地域偏在がある。」という県の指摘は、的を得ており、他にも「保護者が利用することに OK を出さない。他の利用者に遠慮して利用できない。開催の情報を知らない。」等、子ども食堂のデメリットもあり、県としては協働していくべきだが、まだまだ解決すべき事が多い。

このように子ども食堂は、『本当に来て欲しい子ども食堂を必要としている子どもに来てもらうことが難しい』という問題に直面している。

ただ、子ども貧困問題へのアプローチとしては重要であり、新しい地域の拠点、新しい世代間交流の機会となり、今後も県や様々な企業、団体、個人を巻き込み、推進展開していく必要がある。

そこで、『ガバナンスクラウドファンディング』を活用して、子どもの貧困を支援する団体、個人を資金援助出来る仕組みを創ってはどうか。例えば、佐賀県『ふるさと納税を活用したNPO支援』等を参考したい。基金の創設により、草の根活動を持続可能に出来るように支援していく事が重要である。基金を活用して、県内子ども食堂は勿論、子どもの貧困の為に活動している団体、個人をサポートする。

また、NPO 法人抱樸(福岡県北九州市)の ひとり親支援(訪問型生活サポート)や生活困 窮者支援(就労、生活保護申請、住宅支援) 等を行なう事業体を長崎県内でも育成、拡大 させて、持続可能な活動にしていく。そんな 取り組みを通じて、県民あげて子どもの貧困 を根絶していく事が求められている。

私も子どもがいる家庭で、他人事ではない と思い、今回色々と調べていく中で、長崎県 内でも子どもの貧困問題に取り組む方々が 大勢おられる事、課題が分かった。何か自分 自身出来る事はないか、日々考える事が増 えた。私のように直接活動に参加が難しいけ ど、支援したいというニーズを汲み取る仕組 みがガバナンスクラウドファンディングでも良 いと思い、提案した。 国の大綱には、「施策の推進体制等」に係る取組の一つとして、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく、休眠預金等を子どもや若者の支援に係る活動等に活用する制度の円滑な運用に向けて、環境整備や広報等に努めることが明記されております。

 \mathbf{E}

ご提案の「ガバナンスクラウドファンディング」につきましては、本県では、民間での取組になりますが、大綱の趣旨に沿って、休眠預金の県内での活用を目指し、本年5月に、県内初のコミュニティ財団「一般社団法人未来基金ながさき」が創設され、寄付金を集める手法として、クラウドファンディングを既に開始しているところであります。

寄付金については、子どもの貧困問題や 学習支援、居場所づくりなどに取り組む団体 を支援するために活用される予定であり、県と しましても、こうした民間の活動と協働してまい りたいと考えております。

18	令和2年7月17日に厚生労働省が2019 年国民生活基礎調査を公表しており、平成3 0年の貧困線、貧困率等の値が示されている ため、関係箇所の修正が必要ではないか。 ・P4 第2章「子どもの貧困の現状等」「(1)子ど もの貧困率」 ・P20「本県の指標と目標値」「経済的支援」	A	ご意見を踏まえ、加筆・修正いたします。